

◇農用地区域からの除外要件

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定に基づき、以下の要件をすべて満たす場合に限り、農用地区域から除外することができるとされております。

《1号要件》

変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替える土地がないこと。

- ☐ 除外予定地が、事業計画の目的からみて必要最小限の面積であるか。
- ☐ 除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。
- ☐ 農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない理由があるか。
- ☐ 自己所有地の全てについて検討したか。新たな土地所有は不可能か。
- ☐ 農地転用や開発許可等他法令に係る許可見込みがあるか。

《2号要件》

農用地区域内における地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ☐ 除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないか。

《3号要件》

農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ☐ 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部または集落介住か。
- ☐ 効率的な農作業を行うために必要な農地の連坦性に影響はないか。
- ☐ 除外が土地利用のスプロール化（無計画に開発が進められる状態）、混在化を招くことがないか。
- ☐ 日照・通風及び雨水・污水等の放流により農業への影響が生じないか。

《4号要件》

効率的・安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用集積への支障を及ぼすおそれがないこと。

- ☐ 認定農業者等の農地の利用集積に支障を及ぼすものではないか。
- ☐ 認定農業者等の効率的・安定的な農業経営に影響がないか。
- ☐ 除外することで経営規模の縮小により、効率的、安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。

《5号要件》

農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ☐ 農道、用水路、排水路、ため池等の機能に支障が生じないか。

《6号要件》

土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して8年経過した土地であること。

- ☐ 土地改良事業の実施中または実施完了後8年が経過しているか。

※注意事項

農用地区域からの除外は事前申出書を提出すれば、必ず除外できるものではありません。
事前申出書提出後に、追加書類や書類の訂正をお願いすることがあります。